

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	農業環境の改善により住民の食糧保全及び生活の安定を計る。
(2) 事業の必要性 (背景)	<p>事業地のチェンマイ県オムコイ郡ヤンビアン行政区は、タイ北部山岳地域に位置し、カレン族など山岳少数民族が暮らしている。かつては自然と折り合いをつけた伝統的な農耕を営んでいたが、農業の近代化や農民の定住政策により伝統的な農村社会が崩壊し、様々な問題が起きている。耕作地が制限されたことで焼畑輪作が短周期になり、森林の伐採が進行、土砂崩れや洪水が多発している。また森林の劣化により川の水量は減少し、水質も悪化している。一方で、作物の収量を上げる目的と換金作物の栽培のために化学肥料が多用されるようになったことから、土壌が劣化して収量が減り、そのため、さらに木を切って耕作地を広げ化学肥料を多用するという悪循環、負の連鎖に陥っている。その結果、食糧が自給できず栄養が不足、汚れた水によって健康被害が生じ、子供の発育不良、妊産婦の高死亡率も指摘されている。また、化学肥料を買うための借金で貧困から抜け出せずにいる。</p> <p>この状況を変えるのは、山林、水、土壌を保全しながら作物を栽培できる持続的農業(生態系保全型統合農法)への転換を図ることである。タイでは1993年に国王によって新たな農業理論が提唱され、それに基づき持続的農業の推進が奨励されているが、その理論を実際に農村において実践するためにはNGOなど外部からの支援による基礎作り、村人への参加の動機づけが重要となる。昨年より開始した統合農法の普及活動も1年目の半期を終え、その指導者も育ちつつある。この地域への持続的農業定着のために、1年目の効果を検証しつつ、より効果的なプロジェクトを実施する。</p>
(3) 事業内容	<p>本事業は、チェンマイ県オムコイ郡・メーハット川流域にある農村を事業地とし、この地域で生態系保全型統合農法の普及を図るとともに、それを定着させ他村への波及を図るための人材育成を行うプロジェクトである。これにより、村の経済的自立と自然環境保全の両側面の促進を図る。統合農法とは、少なくとも2種類以上の農産物を同一農場で生産し、これを稲作と魚の養殖、あるいは畜産(養豚)と魚の養殖および野菜の生産という組み合わせで行い、さらに複合的な利益を得られるように、ため池の周囲に木本系の植物(果樹など)を植える農法である。本事業では、菜園(多品種栽培)と養魚、養鶏の組み合わせで実施される。</p> <p>本事業2年目の骨子は、1年目の対象村3ヶ村で活動に参加した農民たちの中で、統合農法に積極的な農民(モデル農民)が指導者となって、彼らが自発的に普及活動を行うことにより、更に広域な地域に統合農法が浸透していく流れを作ることを見込んでいる。20名ほどのモデル農民にファシリテートトレーニングを実施し、指導者として養成する。</p> <p>本事業は1. モデル農民(約20名)に実施されるファシリテートトレーニング 2. 第1期対象(ファイコーン、ピトゥキ、ソプラン村)の村人で、1年目にトレーニングを受ける機会を持たなかった、あるいは一部のトレーニングの参加に終わり、統合農法を始めるまでには至らなかった者(3村の60名)に対して再度統合農法の実施を促すトレーニング、さらに、3. 新規の2村(ファイトーンルアン、メーランノイ村)の140名に対し行われる統合農法参加促進と技術トレーニング、といったように対象者を3つに分けて合計約220名の村人の参加によって活動を実施する。</p> <p>尚、トレーニングは、専門家によるトレーニング(講習会形式)とフィールド</p>

オフィサーによるフォローアップ（講習内容の確認）および実践指導（OJT）があり、それぞれ1回=1日のスケジュールで実施する。尚、実践指導については村人の理解度や要望に応じて必要な指導を行うもので、実施回数はいくまで目安である。以下は、トレーニング内容と予定回数である。

1. モデル農民(約 20 名)に対してファシリテートトレーニングを実施する。内容は農法の技術指導に関する講習を 6 回とプレゼンテーション能力を高めるトレーニングを 6 回の合計 12 回行うこととする。年度末には、実際に講師として村人たちにプレゼンテーションを行い、指導者を養成する。

2. 1 年目にトレーニングを実施した 3 村(約 60 人)にフォローアップや実践指導を中心に初年度メニューを繰り返す。1 年目のモデル農民も講師として参加する。詳細は下記表。

①. 村人の意識向上のためのキャパシティビルディング

経過分析トレーニング	各村 1 回	計 3 回
地図作成 フォローアップ	各村 1 回	
実践指導	各村 2 回	計 9 回
相互視察	各村 1 回	計 3 回

②. 統合農法の技術導入

チェックダム（堰）実践指導	各村 4 回	計 12 回
統合農法 トレーニング	各村 1 回	
フォローアップ	各村 2 回	
個別実践指導（養鶏養魚）	各村 10 回	
個別実践指導（堆肥菜園）	各村 10 回	計 69 回

③. 統合農法に付随する管理手法の導入

種銀行 トレーニング	各村 1 回	
フォローアップ	各村 1 回	計 6 回

④. 活動継続性を確保するための人材育成

婦人会トレーニング	各村 2 回	
フォローアップ	各村 2 回	計 12 回

3. 新規の 2 村(約 140 名)については、1 年目の 3 村で実施したのと同様のプログラム及びトレーニング（下記内容）を実施し、統合農法を村に普及・浸透させることを試みる。1 年目のモデル農民も講師サポート要員として参加する。詳細は下記表。

①. 村人の意識向上のためのキャパシティビルディング

問題分析トレーニング	各村 1 回	計 2 回
地図作成トレーニング	各村 1 回	
フォローアップ	各村 1 回	
実践指導	各村 2 回	計 8 回
相互視察	各村 1 回	計 2 回

②. 統合農法の技術導入

チェックダム（堰）トレーニング	各村 2 回	
実践指導	各村 5 回	計 14 回

	統合農法トレーニング フォローアップ 個別実践指導（養鶏養魚） 個別実践指導（堆肥菜園）	各村 4 回 各村 4 回 各村 10 回 各村 10 回	計 56 回
※個別指導は 1 回に 1 人			
③. 統合農法に付随する管理手法の導入			
	種銀行トレーニング フォローアップ 実践指導（看板作成）	各村 2 回 各村 2 回 各村 3 回	計 14 回
④. 活動継続性を確保するための人材育成			
	婦人会トレーニング フォローアップ	各村 4 回 各村 8 回	計 24 回
<p>これらの活動に加えて、1 年目同様、アグロフォレストリーの実践活動を 5 村全体で行う。統合農法は自給率をあげるのに有効な方法であるが、現金収入を得るまでに至るには長い年月を要するため、早期に収入が確保できる手段としてアグロフォレストリー（コーヒー、果樹栽培）を同時に実施することで、統合農法へ移行しやすい環境を作る。</p> <p>また、収穫したコーヒーを、より高付加価値をつけて販売するために、皮むき機、脱穀機を購入し、ファイコーン・活動センターで管理する。</p> <p>コーヒー収穫期の 3 か月は月に約 7 日間、脱穀などを行う。</p>			
(4) 持続発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年目に統合農法の技術を習得したモデル農民が 2 年目以降指導者となり、継続的に村内外に統合農法の意義と技術を普及させていく。 ・ 養鶏・養魚・コーヒーに関する互助組合の基盤が形成されたことにより、事業が継続して実施されていく。 ・ 婦人会トレーニングにより管理能力を習得した女性たちが、種銀行を継続的に管理・運営する。 		
(5) 期待される成果と成果を測る指標	<ol style="list-style-type: none"> 1. モデル農民（約 20 名）が各村において指導者となり、村人自らが統合農法を推進する力となる。 2. トレーニングを受けた約 200 名（1 年目対象の村人 60 名と 2 年目対象の村人 140 名）が統合農法を始める。年間を通して複数の野菜および果物が収穫でき自給が可能になり、ビタミン類の栄養補給ができる。 3. 第 1 期事業の 3 ヶ村においては養鶏、養魚のシステムが拡充し、稚魚と雛が隣人に配分されていくことで、合計約 60 世帯に広がり、タンパク類の補給、栄養が改善できる。また、肉類の販売により現金収入の道が開かれる。 4. 3 年前に当団体で 2 村に植えたコーヒーの実の収穫量は 2 トンで、実のままで販売すれば、2 トン×10 パーツ=20,000 パーツとなるが、第 2 期事業では皮むき脱穀機により豆にして販売できる。2 トンの実の果肉をむいて豆にすると約 600kg まで減量するが価格は 70 パーツ/kg であり、販売額は 600kg×70 パーツ=42,000 パーツ、機械を導入することで 22,000 パーツの増収となり現金収入が増える。 <p>※1 パーツ=2,7 円</p>		